

包括外部監査結果報告に基づき講じた措置

（令和6年度監査テーマ）

鹿児島県における水産振興施策に係る財務に関する
事務の執行について

令和7年10月

鹿児島県監査委員

令和6年度包括外部監査結果報告に基づき講じた措置

【令和6年度監査テーマ】

鹿児島県における水産振興施策に係る財務に関する事務の執行について

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区 分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
【漁港漁場課】 漁港漁場課 漁港事業により 造成等した 土地	意見	0－1 (7)	未利用地の処分促進について 未利用地についてはいずれも串木野漁港にあり，売却等の進展が全く見られていないが，今後ますます処分が難しくなると思われるので，早い段階での対応策が必要である。	未利用地の処分促進については，公有財産事務を総括する財産活用対策室と連携を図りながら検討してまいりたい。
【水産振興課】 公益財団法人 かごしま豊かな 海づくり協会 豊かな海づくり 総合推進事業	指摘	1－1 (31)	貸借対照表及び貸借対照表内訳表の誤りについて 令和3年度から令和5年度の財務諸表において，退職給付引当資産も含めた特定資産の合計額が一般正味財産に計上されていた。適切な引継ぎがなされなかったことが原因のひとつと考えられるので，関係法規に基づいて正しい会計処理を行えるよう業務の引継ぎを適切に行う必要がある。	当該指摘を踏まえ，退職給付引当資産計上の際に，特定資産への充当額へ反映されないよう会計システムの修正を行った。また，令和6年度の財務諸表に対する注記に過年度誤りについて記載したものを令和7年度第1回理事会において，説明し，承認を得た。
【水産振興課】 公益財団法人 かごしま豊かな 海づくり協会 豊かな海づくり 総合推進事業	意見	1－1 (31～ 32)	財産目録の記載について 当協会が内装工事を行った県所有の建物「OAフロア」に係る財産目録の記載について， ① 「建物」として計上しているが，当該内装工事が電気設備，給排水設備，冷暖房設備などに該当する場合には，勘定科目を「建物付属設備」として計上する必要がある。 ② 現状の表記では，OAフロアが自己所有の建物であるとの誤解を招く恐れがあるので，床面積を記載するのであれば，「賃借部分の床面積」と表記する等の対応が必要である。	当該意見を踏まえ，「賃借部分の床面積」と表記することとした。
【水産振興課】 公益財団法人 かごしま豊かな 海づくり協会 豊かな海づくり 総合推進事業	指摘	1－2 (32)	投資有価証券の評価方法の誤りについて その他有価証券に区分される債券は，取得価額と債券金額との差額に重要性が乏しい場合は償却原価法を適用しないことが認められているが，その検証がなされていないにもかかわらず全ての投資有価証券について償却原価法が適用されていなかった。取得価額について重要性の判断がなされていない以上，償却原価法を適用した上で時価評価することが必要である。	当該指摘を踏まえ検討した結果，重要性は乏しいと判断したため，現状のまま時価評価を適用することとした。
【水産振興課】 公益財団法人 かごしま豊かな 海づくり協会 豊かな海づくり 総合推進事業	指摘	1－3 (32)	公益法人会計基準に関する実務指針についての考え方について 当協会は，公益法人会計基準に関する実務指針について，「監査対象会社以外の法人は，必ずしも適用する必要はない」との認識であるが，本実務指針は，監査対象外の公益法人についても公益法人会計基準に基づいて会計処理を行う際の実務上の指針として斟酌すべきものである。	当該指摘を踏まえ，公益法人会計基準に関する実務指針を斟酌することとした。
【水産振興課】 公益財団法人 かごしま豊かな 海づくり協会 豊かな海づくり 総合推進事業	意見	1－2 (34)	基本財産の処分（投資有価証券の売却）について 有価証券の売却はたとえ有価証券の入替であっても，その一部が預金に変更となることがある以上，「基本財産の処分」として理事会及び評議員会に諮る必要があると考える。	国の通知に照らし合わせた結果，有価証券の入替は基本財産としての性質の著しい変更にはあたらないと考える。 当該意見を踏まえ，有価証券の購入の場合

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区 分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容									
				は、その一部が預金に変更することがないように、額面と同額の金額で取得するなど適正に行ってまいりたい。									
【水産振興課】 公益財団法人 かごしま豊かな海づくり協会 豊かな海づくり総合推進事業	指摘	1－4 (35～36)	利益相反取引に関する手続上の瑕疵について 法人の理事は利益相反取引を行う場合、取引の前までに理事会において、その承認を受けなければならない、当該取引を行った理事は当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。当協会においては県商工労働水産部長が理事長を務めていることから県との取引についても理事会による事前の承認及び報告の要否を検討する必要がある。	当該指摘を踏まえ、理事会で承認及び報告を行うこととした。(令和7年度分は令和6年度第5回理事会で、令和6年度分は令和7年度第1回理事会で実施済み)									
【水産振興課】 公益財団法人 かごしま豊かな海づくり協会 豊かな海づくり総合推進事業	指摘	1－5 (36)	評議員の資格確認手続について 評議員を選任する場合には、定款第16条の資格要件を満たしていることを確認する必要があるが、確認することなく選任しているので、当該要件への抵触の有無を確認する書類を評議員候補者から入手する等、確認手続を適切に実施すべきである。	当該指摘を踏まえ、定款第16条の資格要件を満たしていることを確認することとした。									
【水産振興課】 水産振興課 物品管理	指摘	1－6 (37)	帳簿間の整合性について 県から当協会への貸付物品に係る「備品管理票」と「物品貸付簿」に不整合が見られたので、不備の原因を調査した上で速やかに必要な修正を行うべきである。	当該指摘を踏まえ、不整合箇所について修正を行った。									
【水産振興課】 水産振興課 公有財産管理	指摘	1－7 (38)	土地台帳の不備について 土地台帳に下記のとおり工作物に係る表記が含まれているので、適切に修正を行うべきである。また、下記の工作物については別途工作物台帳を作成の上、その管理を行うことが必要である。 <table><tr><th>異動年月日</th><th>価格</th><th>備考</th></tr><tr><td>平成16年4月1日</td><td>45,293,000円</td><td>平成15年度工作物（取水管）設置</td></tr><tr><td>平成18年4月1日</td><td>106,303,000円</td><td>平成16年度工作物（ろ過器）設置</td></tr></table>	異動年月日	価格	備考	平成16年4月1日	45,293,000円	平成15年度工作物（取水管）設置	平成18年4月1日	106,303,000円	平成16年度工作物（ろ過器）設置	当該指摘を踏まえ、不備の発生原因を調査した上で、適切に修正を行うこととした。
異動年月日	価格	備考											
平成16年4月1日	45,293,000円	平成15年度工作物（取水管）設置											
平成18年4月1日	106,303,000円	平成16年度工作物（ろ過器）設置											
【水産振興課】 水産振興課 公有財産台帳	意見	1－3 (38)	未登記不動産の管理について 不動産登記を省略している建物について、登記に代替する契約書など根拠となる証憑書類を保管し、その権利関係を明らかにしておくことが望まれる。	当該意見を踏まえ、登記に代替する根拠書類を保管することとした。									
【水産振興課】 水産振興課 養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業	意見	2－1 (43)	鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について 県は、補助金が本件事業の目的達成に資する用途に使用されたか、交付金額が適正であったかといった事項等について、県としての判断をすることが求められる。事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、その結果を記録化すべきである。	当該意見を踏まえ、事業実施後の効果検証を実施し、記録化することとした。									
【水産振興課】 水産振興課 養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業	指摘	2－1 (44)	補助金額の算出方法について 補助金の過大交付リスクの低減や公平性の観点から補助金交付要綱において、事務経費の実費額を補助金額の上限とすることや、補助金額が、事務経費の実費額を超える場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。	本補助金交付要綱は、領収書等での挙証が難しい人件費や光熱水費などの事務経費も含める必要があるという考えのもと、定額での支出を前提に制定していることから、今後									

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区 分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
				は規定に基づく支出を行うこととする。
【水産振興課】 水産振興課 養殖用配合飼 料価格高騰緊 急対策事業	指 摘	2－2 (45)	消費税の仕入税額控除に関する取扱いについて 県は、本事業に係る補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じるか否かの判定や、実際、生じた場合の補助金返還に関する条項を設けておくべきである。	当該指摘を踏まえ、補助金交付要綱に指摘のあった条項を設けることとする。
【水産振興課】 水産振興課 養殖用配合飼 料価格高騰緊 急対策事業	意 見	2－2 (45)	概算払の必要性の検討について 県補助金交付規則によれば、概算払は特に必要があると認められるときに行うことができる例外としての取扱となっていることから、概算払を行う場合は、規則に照らしてその必要性を厳密に検討することが望ましい。	概算払を行う場合は、その必要性を厳密に検討することとしている。
【水産振興課】 水産振興課 種子島周辺漁 業対策事業	意 見	3－1 (48～ 49)	電子申請の導入について 県の補助金交付要綱、事業実施要領に定める様式は、事業実施計画書、事業（設計）変更書、事業中間報告書、事業実績報告書など多岐にわたり、全て紙面で受け渡しされているが、DXによる業務効率化及びSDGsの観点からも、関係市町村も巻き込んだ電子申請体制の整備を検討されたい。	当該意見を踏まえ、関係部局と調整の上、電子申請体制の整備を検討することとした。
【水産振興課】 水産振興課 種子島周辺漁 業対策事業	意 見	3－2 (49)	補助金交付要綱の柔軟化について 本件補助金は、漁協等の要請に応じて交付される補助金であることから、県の水産業振興施策と本件補助金による整備事業の方向性が必ずしも一致しないことが考えられるので、県の施策への合致度に応じて県負担率を加重するなど、県の施策と方向性が合うよう誘導することも有用かと考える。	ロケット打上げに伴う漁業規制等への補償を行う事業であるため、関係団体の意向を踏まえ、慎重な検討が必要である。
【水産振興課】 水産振興課 水産加工業の 輸出向けHACCP（ハサップ）等対応施設整備事業	意 見	4－1 (54)	支援先の整備後における輸出実績及び成果の把握について HACCP等対応施設整備費を支援した水産業協同組合や水産加工業者等について、整備後の輸出実績が当初目標値と著しく乖離していないか、今後継続的に注視する必要がある。	当該補助金を導入している事業者については、国の要綱に基づき、毎年フォローアップ調査を行っており、今後も継続的に注視を行ってまいりたい。
【水産振興課】 水産振興課 かごしまのさ かな稼ぐ輸出 応援事業	意 見	5－1 (56)	伴走支援事業の成果及びフォローアップの検討について 本件事業は令和3年度から継続して3回目であり、これまでのプロモーション実施地域における定番化へ向けたフォローアップや、県内生産者と海外商社・バイヤー等とのマッチング、商社等が行う販売活動のフォローアップについて検討し、成果を明確にしていく時期に入っていると思われる。	当該意見を踏まえ、これまでの取組について事業者へのフォローアップを行い、成果を明確にしてまいりたい。
【水産振興課】 水産振興課 かごしまのさ かな稼ぐ輸出 応援事業	意 見	5－2 (59)	海外プロモーション支援後の状況把握と将来への知見の整理と活用について 本件事業は一時的、単発的な効果のみで終了することもある事業であるため、事業が終了した後の商談・取引等の継続状況を特に注視する必要がある。また、海外専門家による伴走支援事業や海外プロモーション支援事業によって得られた情報、提言、実績を集約・活用していくことが望ましい。	当該意見を踏まえ、今後も海外専門家によるマーケティング調査や海外プロモーションで得られた知見を活用し、効果的な取組に反映されるよう努めてまいりたい。
【水産振興課】 水産振興課 離島漁業再生 支援事業	指 摘	6－1 (68)	交付金実績報告書の網羅的な記載について 交付金実績報告書が様式どおりに記載されていないので、説明会の開催回数や指導集落数、指導件数、指導目的などの必要な項目を網羅的に記載するよう指導を徹底すべきである。	当該指摘を踏まえ、市町村説明会等において交付要綱に定められた様式を用いた報告を行うよう指導する。

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区 分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
【水産振興課】 水産振興課 離島漁業再生 支援事業	意見	6－1 (66～ 67)	鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について 県は、補助金が本件事業の目的達成に資する使途に使用されたか、交付金額が適正であったかといった事項等について、県としての判断をすることが求められる。事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、その結果を記録化すべきである。	当該意見を踏まえ、事業実施後の効果検証を実施し、記録化することとした。
【水産振興課】 水産振興課 離島漁業再生 支援事業	意見	6－2 (69)	概算払の必要性の検討について 県補助金交付規則によれば、概算払は特に必要があると認められるときに行うことができる例外としての取扱となっていることから、概算払を行う場合は、規則に照らしてその必要性を厳密に検討することが望ましい。	概算払を行う場合は、その必要性を厳密に検討することとしている。
【水産振興課】 水産振興課 漁業用燃油価格高騰緊急対策事業	意見	7－1 (73)	鹿児島県による効果検証及び検証結果の記録化について 県は、補助金が本件事業の目的達成に資する使途に使用されたか、交付金額が適正であったかといった事項等について、県としての判断をすることが求められる。事業実施主体が実施した事業の効果検証を行うとともに、その結果を記録化すべきである。	当該意見を踏まえ、事業実施後の効果検証を実施し、記録化することとした。
【水産振興課】 水産振興課 漁業用燃油価格高騰緊急対策事業	指摘	7－1 (74～ 75)	補助金額の算出方法について 補助金の過大交付のリスク低減や公平性の観点から補助金交付要綱において、事務経費の実費額を補助金額の上限とすることや、補助金額が、事務経費の実費額を超える場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておくべきである。	本補助金交付要綱は、領収書等での挙証が難しい人件費や光熱水費などの事務経費も含める必要があるという考えのもと、定額での支出を前提に制定していることから、今後は規定に基づく支出を行うこととする。
【水産振興課】 水産振興課 漁業用燃油価格高騰緊急対策事業	指摘	7－2 (75)	消費税の仕入税額控除に関する取扱いについて 県は、本事業に係る補助金交付要綱において、補助事業に係る仕入税額控除が生じるか否かの判定や、実際、生じた場合の補助金返還に関する条項を設けておくべきである。	当該指摘を踏まえ、補助金交付要綱に指摘のあった条項を設けることとする。
【水産振興課】 水産振興課 漁業用燃油価格高騰緊急対策事業	意見	7－2 (75～ 76)	概算払の必要性の検討について 県補助金交付規則によれば、概算払は特に必要があると認められるときに行うことができる例外としての取扱となっていることから、概算払を行う場合は、規則に照らしてその必要性を厳密に検討することが望ましい。	当該意見を踏まえ、概算払を行う場合は、その必要性を厳密に検討することとした。
【水産振興課】 水産振興課 漁業取締事業	指摘	8－1 (80～ 81)	随意契約の相手方からの参考見積書の取得について 工事に係る設計額が本件契約の相手方からの参考見積に基づいて積算されているが、出来る限り複数の参考見積を取得し、これを比較することで設計額の積算根拠の客観性や公正性を担保することが必要である。	当該指摘を踏まえ、参考見積を複数者から取得することとした。
【水産振興課】 水産振興課 沿岸漁業改善 資金貸付事業	意見	9－1 (82～ 83)	融資機関による転貸方式を考慮した予算配分について 従来の直貸方式に加え、新たに転貸方式が導入されることにより、今後より多くの需要が見込まれるとは思われるが、予算と実績の乖離が大きいことから、予算配分を考慮すべきである。	当該意見を踏まえ、新たに導入した転貸方式を中心に、広報媒体や関係団体を通じた周知を図り、需要の拡大に努めてまいりたい。
【水産振興課】 水産振興課 沿岸漁業改善 資金貸付事業	意見	9－2 (83)	債権処理について 債権管理は適切になされているが、滞納者及び滞納額の割合が大きく、回収困難なものがほとんどであるため、法テラスの利用等の紹介や破産を促すなどして債権処理を図ることが必要である。	現在、滞納者に対し、調査票等を送付し、支払いの意思の確認を行うと同時に法テラスの利用等を促している。今後も滞納者の生活

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区 分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
				状況の把握に基づく適正な債権処理に努めたい。
【漁港漁場課】 漁港漁場課 漁港施設占用料の収入未済状況	意見	10－1 (86)	収入未済額残高の管理について 収入未済額は減少しているが、現在の返済額から考えると全額回収にはあと10年を要するので、資金的に余裕がある年度は、定額に加算した返済を依頼するなど、早期回収を視野に入れた回収管理が適当である。	返済額の加算については相手方の状況等もあることから難しい面もあるが、現在の返済額に至った経緯等から早期回収の可能性を検討し、適切な回収管理に努めたい。
【漁港漁場課】 漁港漁場課 地域水産基盤整備事業	意見	11－1 (88)	成果の記載内容について 成果の記載においては、例えば地域における水産物の生産及び流通機能の強化にどれだけ貢献したかなど、事業目的に対する貢献程度評価も記載することが適当である。	成果について生産量等による定量的な貢献程度評価は困難であるが、当該意見を踏まえ、より具体的な表現を用い、県民にわかりやすい情報提供に努めたい。
【漁港漁場課】 大隅地域振興局 地域水産基盤整備事業（伊座敷漁港）	意見	11－2 (92)	変更契約書の変更日について 請負金額のみの変更ではあるが、変更の日付が完成期限当日になっているので、もう少し早い日付が適当である。	変更契約にあたっては、設計変更ガイドラインに基づき、変更等を適切に行うようにしたい。
【漁港漁場課】 南薩地域振興局 地域水産基盤整備事業（坊泊漁港）	意見	11－3 (93)	変更理由の記載内容について 契約金額891千円の増であるが、「主な変更理由書」によると「アスファルト舗装面積の減」と「快適トイレの追加」となっており、快適トイレの費用が添付の見積のとおり214千円ということであれば、増額の理由としては不十分である。変更理由書に金額も記載し、整合性を確認する必要がある。	当該意見を踏まえ、「主な変更理由」の作成にあたっては変更金額に沿う内容を記載するよう努める。
【漁港漁場課】 熊毛支庁 地域水産基盤整備事業（住吉漁港）	意見	11－4 (97)	完成写真の説明について 防風柵設置工11スパンの完成写真に本件工事以外の4スパンが写っているが、この部分はどの工事で設置されたのか判りにくいので、書類上も明確に記載しておくのが適当である。	当該意見を踏まえ、今後、関連工事等があり写真だけではわかりにくい場合は、明確に記載するよう努める。
【漁港漁場課】 熊毛支庁 地域水産基盤整備事業（住吉漁港）	指摘	11－1 (98)	工事登録時の留意事項について 登録内容確認書（工事実績）によると、件名「住吉漁港整備交付金工事（R4-3工区）」として登録されているが、防舷材工3基は熊野漁港に設置されているので、管理上、漁港を明確に区分して登録することが必要である。	当該指摘を踏まえ、今後、施工箇所が複数箇所となる場合は、漁港名を明確に記載するよう努める。
【漁港漁場課】 漁港漁場課 広域漁港整備事業	意見	12－1 (100)	成果の記載内容について 成果の記載においては、例えば、目標・計画に対してどの程度、水産物の生産及び流通の拠点整備が図られたかなど、事業目的に対する貢献程度評価も記載することが適当である。	成果について生産量等による定量的な貢献程度評価は困難であるが、当該意見を踏まえ、より具体的な表現を用い、県民にわかりやすい情報提供に努めたい。
【漁港漁場課】 大隅地域振興	意見	12－2 (112)	変更契約書の作成時期について 本工区（R4-2工区）から分離され別工区（R5-1工区）に追	変更契約にあたって

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区 分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
局 広域漁港整備 事業（牛根麓 漁港）			加された「補強工事」について、R5-1工区の工事が未完了のため検査調書が作成されていないのは理解できるが、当該「補強工事」が完了している状況でR5-1工区の変更契約が未だなされていないのは遅いのではないかと考える。	は、設計変更ガイドラインに基づき、変更等を適切に行うようにしたい。
【漁港漁場課】 北薩地域振興 局 広域漁港整備 事業（阿久根 漁港）	意見	12－3 (115)	工期延期の記載理由について 完成期間の増141日間の主な理由として、「原材料の入荷の遅れにより製作期間（約2ヶ月）を要する」との記載があるが、残り約80日間の理由も記載するのが適当である。	当該意見を踏まえ、明確な理由を記載するよう改善する。
【漁港漁場課】 北薩地域振興 局 広域漁港整備 事業（阿久根 漁港）	意見	12－4 (116)	完成書類（一部）の整備について 工事成績通知書、週休2日実施証明書、工事目的物引渡書は「案」がファイルされていたが、「案」ではなく原紙(写し)の添付が適当と思われる。	当該意見を踏まえ、「案」及び「原紙(写し)」を添付する。
【漁港漁場課】 北薩地域振興 局 広域漁港整備 事業（阿久根 漁港）	意見	12－5 (117)	変更理由の記載について 今回の増額変更では、内容的には増額と減額が発生していると推定されるが、「主たる変更理由」において、項目ごとに内容と金額の概要を記載しておくのが適当と思われる。	当該意見を踏まえ、今後、より明確な記載内容となるよう改善したい。
【漁港漁場課】 北薩地域振興 局 広域漁港整備 事業（阿久根 漁港）	意見	12－6 (117)	登録内容確認書について 登録内容確認書がないが、工事における最終登録確認のために綴っておくことが適当である。	当該意見にある書類については、電子納品の対象のため添付CD（電子データ）で完成図書に添付している。今後とも登録の内容については確認を行ってまいりたい。
【漁港漁場課】 漁港漁場課 広域漁場整備 事業（さつま 地区、奄美地 区、鹿児島湾 ・大隅地区）	意見	13－1 (126, 128, 130, 133)	入札事務チェックリスト及び指名選定等チェックリストの運用について 結果として入札事務の誤りは検出されていないが、「入札事務チェックリスト」や「指名選定等チェックリスト」が未完了、あるいは一切使用されていない状態で保管されていたので、その使用・管理方法を再確認し、有効な管理に役立つよう統一的に取り扱うことが適当である。	当該意見を踏まえ、チェックリストに基づいた入札事務の徹底を図ることとしたい。
【漁港漁場課】 漁港漁場課 広域漁場整備 事業（鹿児島 湾・大隅地区）	指摘	13－1 (134)	魚礁管理台帳の記帳の正確性について 魚礁管理台帳に記載誤りが見られたので正確に記載すること。	当該指摘を踏まえ、記載誤りの修正を行った。
【漁港漁場課】 漁港漁場課 広域漁場整備 事業（鹿児島 湾・大隅地 区）	指摘	13－2 (134)	経緯や背景も含めた意思決定に至る過程の記録の徹底について 本件工事における増工について、現在だけでなく将来の県民に対しても説明責任が果たせるように、その検討経緯や背景についても併せて具体的に記録されたい。	当該指摘を踏まえ、検討経緯や背景について記録した。
【漁港漁場課】 漁港漁場課 水産基盤機能 保全事業	意見	14－1 (136)	成果の記載内容について 成果の記載においては、例えば長寿命化計画がどれぐらい進捗できたか等、事業目的に対する貢献度評価も記載することが適当である。	当該意見を踏まえ、より具体的な表現を用い、県民にわかりやすい情報提供に努めたい。

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区 分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
【漁港漁場課】 漁港漁場課 漁港施設機能 強化事業	意見	15－1 (146)	成果の記載内容について 成果の記載においては、例えば高潮や高波対策としてどれだけ対応できるようになったか等、事業目的に対する貢献度評価も記載することが適当である。	当該意見を踏まえ、より具体的な表現を用い、県民にわかりやすい情報提供に努めたい。
【漁港漁場課】 大島支庁沖永良部事務所 漁港施設機能 強化事業（知名漁港）	意見	15－2 (152)	完成期間増の理由について 積算基準に基づき標準的な履行期間を算定の上、「完成工期については繰越承認が得られた場合に変更契約を行う」旨を特記仕様書に明記していることから、変更理由には「県議会において繰越明許費が可決された」ことに加え、「特記仕様書に基づき」という文言もあった方が適当である。	当該意見を踏まえ、繰越承認が得られた工期の変更を行う場合は、理由書に特記仕様書に基づく旨を明確に記載する。
【漁港漁場課】 漁港漁場課 地域水産基盤 整備事業、広域漁港整備事業、水産基盤機能保全事業及び漁港施設機能強化事業に共通	意見	11, 12, 14. 15の事業共通 (163～164)	入札執行調書の記載について 入札執行調書に落札者のみが記載されたものが見受けられたので、失格者を含めた入札対象者全員の入札状況を記載したものが適当と考える。また、入札執行調書の押印は廃止されているが、所属で取扱に違いが生じていることから、統一した取扱が望ましい。	当該意見を踏まえ、入札状況を正しく記載するとともに、押印廃止後の様式に統一する。
			各チェックリストの有効利用について 「設計書作成事務チェックリスト」や「実施設計書チェックリスト」、「指名選定等チェックリスト」等の各チェックリストについて、その使用方法が明確でないように思えたので、その使用・管理方法を再確認し、有効な管理に役立つよう統一的に取り扱うことが適当である。	当該意見を踏まえ、当該書類の使用方法を再確認し、統一的に使用できるようにしたい。
			記名・押印等の処理・様式の確認と統一について 予定価格調書や入札執行調書、支出命令票等の書類の記名・押印等の取扱及び様式における印の印刷の是非について、全面的に電子承認となる前に再確認し、統一的に運用がなされることが望まれる。	当該意見を踏まえ、当該書類の様式等を再確認し、統一を図ることとしたい。
【漁港漁場課】 南薩地域振興局 漁港海岸保全事業（久志漁港海岸）	意見	16－1 (182～183)	繰越確定額の報告における誤謬に係る再発防止策の再検証について 南薩地域振興局河川港湾課が、支払い済みの前金払の申告を失念し、請負金額の全額を次年度への繰越確定額として報告したことにより当該年度において歳入不足が生じ戻入命令を行ったことについて、他部署による合議を追加する再発防止策を検討しているが、同課の担当者が参照すべき県の財務システムの最新記録との突合が行われなかったことが原因であれば、同課内におけるチェックリストによる統制のみでも十分な効果が期待できるので、再検証されたい。	当該意見を踏まえ、課内におけるチェックリストの見直しを行うとともに、複数人での確認を徹底することとした。
【水産振興課】 水産技術開発センター 管理業務	指摘	20－1 (197)	予定価格積算の正確性について 管理業務に係る予定価格の積算は、担当者の異動時に引き継がれる計算ファイルに基づいて計算されているが、一部不明瞭な点が見られるので後任者にも計算根拠が分かる明瞭な引継ぎが必要である。	当該指摘を踏まえ、職員の異動引継時には、計算根拠が分かるよう書面で残すこととした。
【水産振興課】 水産技術開発センター 公有財産	意見	20－1 (199)	未利用公有財産の処分について 旧阿久根市栽培漁業センター内の土地を阿久根市から無償で借り受けて建設された陸上実験施設は、長期間にわたり未利用状態にあるが、市は令和4年度、県に無償貸付している土地以外の用地を民間に有償賃貸しており、市の土地有効利用の面から陸上実験施設を早期に用途廃止及び解体し、借受土地を返還すべきだったのではないかと考える。	当該意見を踏まえ、陸上実験施設について、阿久根市と相談の上、検討してまいりたい。
【水産振興課】 水産技術開発センター	意見	20－2 (200～201)	計量魚群探知機の有効利用について 「くろしお」に搭載している計量魚群探知機の年間稼働日数は、令和4年度が12日、令和5年度がゼロであったが、高	当該意見を踏まえ、標識放流調査におい

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
物品			額な装置であるので、再度、有効利用の方策を検討されたい。 また、次世代の調査船建造時には、高額な機器の取得維持費用と効果使用頻度等を十分に検討することが望まれる。	て、魚群量の把握等のために当該機器の利用を検討していく。また、次世代の調査船建造時には、御指摘の事項について、より入念に検討してまいりたい。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 物品	意見	20－3 (202)	返却が確認された借受証にも返却を確認した証跡を残すことについて 返却時は、現物の受入確認及びリストの更新のみ行っているとのことだが、現物による返却が確認された借受証には取消印を付けるなどの返却が完了したことを示す証跡を明示することが望ましい。そうすることで、担当者異動による業務の引継ぎも効率化されると思慮する。	当該意見を踏まえ、返却が確認された借受証には、返却を完了したことを明示することとした。
【水産振興課】 水産技術開発 センター システム開発 等	指摘	20－2 (203)	システム開発等実施報告書の作成及び提出について システム開発等を行ったときに義務づけられている総合政策部長への報告がなされていなかったもので、適時に当該報告書の作成及び報告を行うこと。	当該指摘を踏まえ、報告書を作成・提出した。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 漁業情報システム	意見	20－4 (203)	日本に割り当てられたグローバルアドレスのみ許可する設定変更について 漁業情報システムの情報は、ホームページ上で諸外国からも無料で閲覧できる状態にあり、鹿児島県の水産業にとって負の影響を与える恐れも懸念されることから、日本に割り当てられたグローバルアドレスのみ通信を許可する設定への変更を検討されたい。	他県の状況等も踏まえ、今後検討してまいりたい。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 漁業情報システム	意見	20－5 (204)	移行したデータの網羅性確認について 新システムにおいても過去のデータを利用したサービスを提供することから、旧システムから移行したデータの網羅性を確認されたい。	当該意見を踏まえ調査したところ、契約時において新システムにおいても旧システムから移行したデータの網羅性があることを確認した。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 漁業情報システム	意見	20－6 (204)	移行時の切り戻し計画について システム移行本番時に予期せぬ事態が発生した場合に、県民への継続的かつ充実したサービス提供をより確実なものにするために、切り戻し可能な移行作業工程や最終的な切り戻し判断基準について受託会社と事前に意識共有することが望ましい。	当該意見を踏まえ調査したところ、契約時においてシステム移行時の切り戻し計画について受託会社と意識共有していることを確認した。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 物品等	指摘	20－3 (205)	未稼働機械等の処分について 所在不明のものや今後の使用見込みがないものは、速やかな処分手続きが必要である。	当該指摘を踏まえ、未稼働機械等を処分した。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 薬品管理	指摘	20－4 (206～ 207)	「管理要領」の更新・整備について 平成19年3月20日作成の「管理要領」は、現状の実務に活かされておらず、運用面で不備等が見られるので、実態に合致した有効な管理要領の作成が必要である。	当該指摘を踏まえ、「管理要領」については、現状に沿った形で改正することとした。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 薬品管理	意見	20－7 (207)	有毒薬品受払簿の記載方法等について 「有毒薬品受払簿」の単位記載箇所小数点何位までという指示を記載し、その単位で受、払、残の数量を記載するのが適当と思われる。また、現在、毒物劇物に添付してあるシールをもっと大きく目立つようにして、一般薬品との明確な	当該意見を踏まえ、小数点の記載を統一し、受、払、残の数量を正確に記載すること

【主務課】 事業実施機関 対象事業	区 分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
			区分ができるようにしておくことが適当と思われる。	ととした。 また、毒物劇物については、シールと文字を大きくし、シールの背景を赤色でわかりやすく表示することとした。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 餌の量の確認	意見	20－8 (207～ 208)	餌の(期末時における)棚卸資産計上について 生餌及び配合飼料の在庫数量は、常に短期間分しか保有していないことから現状では期末在庫としての処理はしていないが、期末時は棚卸を実施し、保有在庫を棚卸資産として計上する仕組みの採用が適当と思われる。	当該意見を踏まえ、受払簿を作成し、期末時に在庫確認をすることとした。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 施策成果の表示	指摘	20－5 (210～ 211)	施策の成果（漁業情報利用システム利用件数）の表示について ボットアクセスを含む利用件数を実績としてそのまま記載することは、成果判断の際に誤解を生むおそれがある。ボットと実際の利用者の区分ができるか再検討し、費用対効果の面でそれが困難である場合には、成果記載欄にその旨を注記するなど、読者をミスリードしない工夫をすべきである。	当該指摘を踏まえ、漁業情報利用システムについては、ボットアクセスを除く直接のアクセス件数を利用件数として計上する方法に変更した。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 成果のアピール	意見	20－9 (217)	成果のアピール（「主要施策の成果に関する調書」への掲載）について 令和3年度より行われている本件事業の内容及び成果は、県ホームページで公開されている「主要施策の成果に関する調書」に一度も記載されていないが、金額的及び質的に重要な事業については積極的に成果を記載することも検討されたい。	当該意見を踏まえ、今後は、積極的に成果を記載するよう検討してまいりたい。
【水産振興課】 水産技術開発 センター 試験研究	意見	20－10 (219)	受託試験研究における一般管理費及び間接経費の請求について 民間会社からの試験依頼受託について、試験に要した直接経費しか請求していないが、本件受託試験は、間接経費が認められていない他の公募型研究と異なり、民間企業と水産技術開発センターとの契約であることから、一般管理費や間接経費も請求することを検討されたい。	当該意見を踏まえ、今後必要に応じて、検討してまいりたい。